十 ıΚ 李 to 图 基本 **10** 中 罢 U グ λ Ħ 鮰 쾥 硃 パーク (BR) の保護担 П Н П K 14 Н

描等 讏 ₩ 硃 られる に来め ング伸 1 1 夘

_			
		域地 機 和の取	
	行は活て		Uni
		領すすと発なる。	尺 瞅
類		緩接 援と全なとい	<u> </u>
黑	体で張開側を張開	改族と支に保能ルグ	
(C)		球と、鉄・橋端には及は二をるの可デリ	靶
*	よあ能進とし、いがな。	地国も地下護持つ建域又る城市境統モ進	硃
	これがましてまるます。	心周で衝を然ためを地囲あ地有環持の推	型
	左域続がる記が可保こ	核の域緩能自した組心胃で御を然ためる	體
	よち終わる	・・・ 本の 均条 自手した 殺	硃
			•
П	おだおとこ 使み	すのを 気を見られる 生生をつす	値のなこ
		妄或 ほ 官 育瀬 観 上る 神 彩 の 章	価で要ると
	た囲い目行 間仕	姓也 まる まぎたプレ き 音解の	\$ 180 G ! !
	さりは全を 人る	て炎に . 響持地可一れ 学全のいこは心の を続域能りて 習・理手と	アーシェーライル
対		マおてしど り続ける 意見へほう	しっかだり
古	明域形は動こお管確を多いのとけ理	周りとるに理とたエが・※舌来て困りとるに理とめ持コな 環の用のい国、しこ霧ぐの終いる 切らつ掛る	域フすがれとアたまと
重	明域がは動こお管	周りとる。「田たたエが・然活来て周りとる。」では井:オースの月の じ	域ファがれ
談	が地、て活るにをと	648 3 3 2 10 A 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	## \$1 #C #\$1 #U
442	域心でこるき域動に	地域フレンは発舌でのと第一胎生を域でアて地い展用あ利 教、な、行域でアー均額のしる用 青自利将っ	
	地移指こすで地語る	奏らぐ見核さなを光等こ環進可増成心地ッたな発活でのと境し能進を地域フし心な発活でのと境し能進を出域フし地い展用あ利 教、な、行	移るを・担
	衝、隣、立が衝・あ	核るパ果核さなを光等こ環進可増成に地った核さなを光等に環進可増成	の守備全か
	徐りらら同之翁月力	45.14。一四	日を被領し
-			4044
	的目的大	Lと 致 生 童 生 が	記し、と議
	目うのさ	よるこすか物質につき合うが積	ゴーラ ご味
	のい護成	にずか物と蓄と	こかばんのか
	られまる	第一級 田田 を 日本	しての価値(上割を有することが、制度等により、実されていること保されていることがををでいることが、対象をと同等の保むでいることがでいることができます。
1	れるなに	後に、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、	価で等てほる
	こず的的	スポーツ は は は な な か か か か か か か か か か か か か か か	の背膜れどい
域	\/\dagger\	割さ 1 域 全」かいのい	のなかのである。
123	た俗景力	で保 の 区 保ご希し等め	しょべ保険れ
- I ~-	まを、域		と言いまいら
核元	ら見 % か 、模 で 地		地一とは教を記録を記録を記録を記録を記述を記述されませた。
	的規形心		地「「護婦が
	となった。 目るた核と	才信 テム地の多葉を八相と	心ノオ俗が電
	保た治なる全せつるこ	らけ、 カい物で物地滅る物、	の子業の対象を受けるの子のの子業の対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対
	の果にといりたがなる	津 のて生系生な絶あ植り	の一件 を を を を を を を を を を を を を
1	訳を的象での男はさい	法長次しア態 つ要 り 息動 あ	RD 法長 は は は は は は は は は は は は は は は は は は は
	TO WA STITUTE IN		
	1		Ail
			₩
	7	nu nu	68
		H	market and the second s
	\$ ·	新	(U.444)
	* *	東 第	1114-7
	BK:	極影	17₹ <u>28</u>
	半	域審查基準 MAB分科会	III TO
	型	南	えが方に、
	书	表似	えぐ方
	哚 佐	作 嘅	まった
		保養	に かった かん
	图 款	题 代	記げ管を一理
	生り物を	生 物 物	一名・ 記・
L	4177	41	124

ĸ@ IJ

め施のする るにた実 能性のある開発等から資産を保護す は、それらの施策を十分かつ効果的 5 保護担保措置(世界遺産条約履行のための作業指針より抜粋)顕著な普遍的価値及び完全性及び/又は真正性に影響を及ぼす可:国及び地方レベルで整備することが求められる。また、締約国(こおける 証し、 |措置を (参考) 世界遺産に、資産の存続を保証立法措置、規制指立法措置、規制指の必要がある。 緩衝地帯は、推薦・緩衝地帯は、推薦・規制を敷くことに

黯発 匨 平 的など り補肥 46 ご出 5年 腳 皿 +6 改区 拱 ú 囲むも核 \overline{z} 母]として、推薦資産を] の保護の網である。 出り 画山 1な保護を るもうひと の効果的な設けられる 産り 資よ 順口

2. 核心地域及び緩衝地域に係る保護担保措置・ゾーニングに関する基本的な考え方

	華	特別 後端 内部 大学 日本 大学 日本 大学 日本 大学 日本 大学 日本 大学 日本	原生の状態を維持しており、一定の面積以上かつ、国又は地方公共団体が所有国体が所有 国体が所有 自然的社会条件からみてその区域における自然環境を保全することが必要なもの	地域管理経営計画等で、保護林と しての機能を重視した管理経営を 行うことを規定(森林生態系保護 地域保存地区は、特に原生的な自 然が残されている地域であり、厳 格に保護し、原則として自然の推 移に在せる管理経営を実施) 地域管理経営計画等で、野生生物 の移動経路としての機能を重視し た管理経営を行うことを規定
	緩衝地域	国立公園の全域国定公園の全域	自然環境保全地域:普通地域	保護林:森林生態系保護地域保存地区以 外の保護林 緑の回廊:全域
も令・制度	核心地域	国立公園:特別保護地区・第一種特別 地域、海域公園地区 国定公園:特別保護地区・第一種特別 地域、海域公園地区	原生自然環境保全地域:全域 自然環境保全地域:特別地区、海域特別 地区	保護林:森林生態系保護地域保存地区
(1) 主となる国内法令・制度	関係法令・制度	田然公園 (自然公園) (大公園)	自然環境保全法 (自 然環境保全 域)	国有林野の管理経営に関する法律(国有林野)

画等で、方針を発	海帯をなる事がなりませる。	7 2 - 6
及び地域管理経営計 再生等の管理経営の 再生等の管理経営の	地域管理経営計画等で、一然環境を保持する森林、地物の生育・生息に適した。	M M
によるモデルプロジェクト対象 協定 : 全域 (公有林等も含む) 庭	型区分:自然維持タイプ(た林生態系保全地域保存地区	548 個別に判断が必要。
協定締結によ地域:全	森林の機能類 だし、森 たし、森 を除く)	ただし、個別

(2) その他の国内法令・制度

関係法令・制度	核心地域	緩衝地域	備考
自然公園法·条例 (都道府県立公園)		都道府県立公園:全域(特別地域・普通 地域)	都道府県が条例により指定
自然環境保全法 (都道府県自然環境 保全地域)		都道府県自然環境保全地域: (特別地区・普通地区)	
条例 (公有林)		森林計画上の区分:生物多様性保全機能の発揮を期待するとして区分された 区域 ただし、個別に判断が必要。	市町村森林整備計画等において、 生物多様性保全機能の発揮を旨と した管理を行うことを規定
鳥獣保護法 (鳥獣保護区)		国指定鳥獣保護区:特別保護地区 都道府県指定鳥獣保護区:特別保護地区 ただし、個別に判断が必要。	*

合理的な理由がある場合には、この限りではない。<u>実際の</u> 十分な検討・調整を行い、決定する必要がある。 ・ゾーニングの基本的な考え方であり 、関係者間で、現地<u>の状況等を</u>踏まえ 【留意事項】 上記については、保護担保措置 保護担保措置及びゾーニング案は、